

## 観光案内窓口整備支援補助金 よくある質問

番号	質問	回答
No.1	窓口の整備にあたり補助金を利用したい。	<p>「観光案内窓口整備支援補助金」が利用できます。</p> <p>申請の手引きをご一読いただき、申請書類を入手してください。 手続きをスムーズに行うために、申請書の提出前に下記問合せ先まで事前相談頂けますと幸いです。 (手引き・申請書類等：<a href="https://www.tcvb.or.jp/jp/news/16091301.html">https://www.tcvb.or.jp/jp/news/16091301.html</a>)</p> <p>&lt;問合せ先&gt; 公益財団法人東京観光財団 総務部 ビジターズインフォメーション課 電話：03-5579-2675 メール：madoguchi@tcvb.or.jp</p>
No.2	補助金の申請を2回に分けてもよいか。	申請は1窓口あたり1回のみ可能です。LAN環境工事や什器購入等、複数の取組がある場合にはまとめて申請してください。
No.3	既に着手している事業についても補助金の対象となるか。	財団から補助金の交付決定を受ける前に開始した事業に係る経費は補助対象とはなりません。必ず、財団からの交付決定を受けてから、発注、契約等をするようにしてください。
No.4	交付決定後、実際に補助事業を進める中で、取組内容に変更が生じた場合はどうなるか。	交付決定後に、事業の内容・費用等に変更があった場合、事業着手前に財団へ変更承認申請書を提出し、承認を受けてください。 変更承認申請書の提出がない場合、変更に係る補助事業の補助金を受け取れないことがあります。軽微な変更と考えられる場合や金額の変更がない場合においても必ず事前にお知らせください。
No.5	申請書に押印する印鑑に決まりはあるか。	申請者ご本人からご提出された書類であることを確認して手続きする必要があるため、印鑑証明書と同一の印鑑をご捺印ください。補助事業の中止(廃止)申請書も同様です。
No.6	デジタルサイネージの設置にあたり、電源工事やLAN工事が必要となる。これも補助金の対象となるか。	補助金の対象となります。 ただし、No.3に記載のとおり、財団の交付決定を受けてからの工事事業者等へ発注、契約等という流れになりますので、ご注意ください。
No.7	デジタルサイネージの設置にあたり、電源工事やLAN工事を事前に完了してしまったが、補助金の申請は可能か。	No.3に記載のとおり、財団の交付決定前に完了してしまった事業、既に開始している事業は補助対象とはなりません。
No.8	他の補助金との併用は可能か。	<p>国及び地方公共団体等の補助制度の対象となった事業は原則として当補助金の補助対象とはなりません。 ただし、観光庁が実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」または観光案内所の整備運営に関する区市町村の補助金(※)の対象となった事業は補助対象とします。</p> <p>(※)観光案内所の整備運営に関する区市町村の補助金に、財団の「区市町村観光インフラ整備支援補助金」が交付されている場合は補助対象とはなりません。</p>
No.9	旅行者の手荷物を預かるための環境整備(ロッカーの設置等)は補助金の対象となるか。	補助金の対象となります。 ただし、預かり料金徴収のための設備(精算機等)の設置に係る費用は補助対象外となります。
No.10	コインロッカー(コイン返却式)の設置は補助金の対象となるか。	コイン返却式であれば、コイン投入部分の機構は、預かり料金徴収のための設備にはあたらないので、補助金の対象となります。
No.11	施設の案内の看板製作や翻訳は補助対象となるか。	窓口と同施設であっても、観光案内窓口としての観光案内業務とは直接関係のない案内表示や各種説明文の多言語化は補助対象とはなりません。
No.12	防犯カメラの設置は補助対象となるか。	補助対象にはなりません。補助対象となる事業は以下の通りです。「地域の観光情報を提供するための整備事業」、「旅行者への多言語対応のための整備事業」、「旅行者が観光情報を入手できる環境の整備事業」、「旅行者が快適に観光できる環境の整備事業」